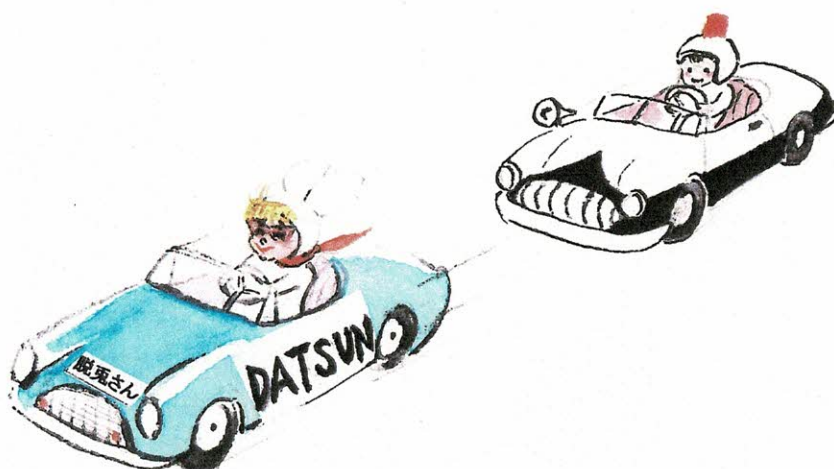


ファミリータイムズ

第80号

新年おめでとうございます！



【主な内容】

- | | | |
|---------------------------------|--------------------|------|
| 1. 組合の交渉力強化へ規約改定も | 佐々木 坦 | p 2 |
| 2. 雑排水管改修が近い将来の課題に | 建築設備担当理事 宇都宮 力 | p 4 |
| 3. 雑排水管感に関する豆知識 | 同 | p 6 |
| 4. 雑排水管との正しい付き合い方 | 同 | p 8 |
| 5. 写真・新年のゴミ出し | 環境整備・ゴミ問題担当理事 横山 久 | p 9 |
| | 鈴木 澄子 | |
| | 同専門委員 永野 つね | |
| 6. 万一に備え防災訓練を実施へ | 防災防犯担当理事 田島 伸一郎 | p 10 |
| 7. 中央式番街のサークル活動を紹介、写真・中央式番街の秋と冬 | | p 11 |
| 8. 理事会からのお知らせとお願い | | p 15 |
| 9. 理事会役員一覧、編集後記 | | p 16 |

1) 組合の交渉力強化へ規約改定も

理事の任期1年、再検討の時期

理事長 佐々木 坦

▼管理組合に自主性と継続性を

中央の森式番街の管理組合規約は、これまで何回も改定されてきた。集合住宅の社会的環境や条件の変化に応じて、各理事会が適切に対応してきた結果である。ただ、その中で近年、改定の必要が言われながら旧態依然たるままなのが、理事の任期を1年限りとした部分だ。それにはもちろん理由があった。

働き盛りの組合員が大多数だった時代、理事の役目を積極的に引き受ける人がいても、1年以上の時間を割くことは無理なのが普通だった。ニュータウンの建物自体がそれほど老朽化せず、管理も良好な時代が続いて、理事会の本来業務を相当程度、管理会社に任せても大きな問題がなかったとも言える。

もうひとつ、大事な権限と責任を有する理事会の役目を、一部の組合員に長い期間任せることは危険だった、ということかも知れない。大きな団地で、特定の意図を持つ人物が何年も理事会を任され不祥事を起こした事件がその例だ。

だが、いずれにしても、管理組合自身と周りの諸条件が大きく変わってしまい、今や1年任期の理事会では、現実に対応し切れないのが実情だ。理事長経験者の何人かに意見を聞いてみたが、異口同音に「事情が分かってきたころに任期が終わり、大部分新人の理事会への引き継ぎとなり、結局は管理会社のお膳立てに乗るしかなくなる」ということだった。毎回、ほぼ新人ばかりの理事会では当然、管理会社の担当者に大幅に頼らざるを得なくなる。

1年任期を妥当としたかつての組合の内部事情も大きく変わっている。団塊の世代が続々定年を迎えている現在、現役時代の知識や経験を持ったまま十分活力も残した「理事候補」は、中央式番街でも相当数に上る。その中の建築や設備のプロが職場から地域に戻って、2、3年は管理組合のために、本気でもうひと働きしていただけるのではないと思う。

▼経験積んだプロを組合役員に

そうした状況はあちこちの集合住宅で次々に起きている。ニュータウンの中でも、建築・設備のプロが会社員生活を卒業して足元の管理組合の仕事に貢献するケースも既に幾つかある。そうしたところでは、とっくの昔に管理規約を改定して、理事が複数年かけて問題に取り組める態勢をとっている。理事の引き受け手がなくて無理やり「順番だから」とか「会議に出るだけで何もしなくてよいから」などと、無責任な理由で、理事の仕事を押し付けてきた時代は、徐々に過去のものになりつつあり、2年、3年の理事再任、再々任を引き受ける例も少なくない。

ニュータウンの大部分の街区が理事会任期を1年としながらも、総会の承認による

「再任を妨げず」と明記することによって、事実上、複数年の任期を可能にしている。中央参番街と東壺番街が3期まで、中央壺番街、東式番街、南式番街は2期まで理事を続けることができる。南の壺番街と中央式番街だけは再任規定がない。

中央式番街については、管理規約第40条で「理事としての留任は認めない」とされているが、実際には、再任規定がないまま、複数回理事を務めた人が何人もいる。つまり、間をあけた再任、再々任の例はいくつもある。この街区の「留任を認めない」という意味は、単に毎年の総会での選出手続きを経ない「留任は認めない」との意味だろうか。それとも、実際に行なわれてきたように、複数回理事をやってもよいが、2年続きだけはいけないという意味なのか、分かりにくい条項である。

▼「まっさらの理事会」では無力

そもそも、理事会が管理会社や修繕関係業者との複雑かつ厳しい交渉を、中・長期な視野に立って力強く進めるために、毎回、1年で理事総入れ替えの「まっさら理事会」では、とても太刀打ちできるはずがない。こうした理事会の在り方を、歓迎しているのは管理会社と業者だけである。そのことをかつて同社の式番街担者が公言していた。管理会社の担当者に「いいお客さん」などと言われるようではどこかおかしい。管理費の問題を考えれば分かるように、管理会社と組合は利益相反の緊張関係にあるのが自然だからだ。

この際、他街区やお隣のリバーサイド団地に倣って、管理規約改定により理事の再任も可能と明記し（ただし、3回なら3回と限度を決めて）実際の運用と規約の文言を一致させた方がよいような気がする。むろん、組合員なら誰でも理事に立候補できることだけは必ず保証するべきだろうが。

いずれにしても、団地全体が老朽化し、中・長期的な課題が山積している中で、会計、建築設備、渉外、駐車場、環境整備、防災などの各担当理事が、1年限りで交代してしまうことは、組合にとって、あまりにもマイナスが大きい。

当然、管理規約改定は総会の特別決議事項であり、組合員の総意がまとまらねば始まらない。そう簡単に結論が得られるかどうか。それも論議を交わしてみての話である。今は問題提起が目的であり、この文章も私見にとどまる。まず出来るだけ多くの方の意見を聞いてみたい。そうした中で、理事として自ら組合の仕事に汗をかいてみようという方が何人も現れれば、問題は解決してしまうのだが……。本当はそれが一番期待したいことなのだ。

各街区でも管理組合の在り方をめぐってさまざまな意見が出ている。年金生活者が大半して増えてきた現在、毎月の管理費や積立金の問題が、どこでも大きな関心事。それと重なって修繕工事の支出の妥当性、管理会社への委託内容の合理化、ひいては管理組合の体質や力量が問われている。まず、組合員の皆さんの忌憚のないご意見を得て論議を始めたい。佐々木連絡先は電話／ファクス＝048-476-6931。メールアドレス＝sasatan@pi5.fiberbit.net

2) 雑排水管の改修が近い将来の課題

大規模修繕工事に続く多額の支出も

前期理事会の下で、大規模修繕が終わって1年もたたないうちに、早くも次の大きな課題と取り組まねばならない。おかげさまで各棟の外回りは随分ときれいになったが、建設から30年近くともなれば、今度は建物の内部、とりわけ生活に密着した雑排水管の老朽化が問題である。街区の資産価値の維持と居住環境の保全のためには、これを避けて通るわけにはいかない。

築年数や建物の配置など共通点の多い中央の森参番街が既に、共用の雑排水管の経年劣化サンプリング調査を実施した結果を見ると、問題の重要性が一層感じられる。建築設備担当の宇都宮理事に、問題点の整理と説明をしてもらった。

建築設備担当理事 宇都宮 力

●年間5件の事故が発生

きれいな浴室で、水切れ良く流れていくシャンプーの泡を見る時、一日の疲れも一緒に流してもらえる。とても心地よいものですね。各所の排水口がスムーズに流れ続けられるよう維持していきたいものです。

最近、水の流れが悪くなった、といった排水関係の事故は、中央式番街全体では年間5件、発生しています。原因は、排水管内の異物の詰まりによるものです。これからは、築28年を経過した設備として、この種の事故が年数を経るごとに増えていくでしょう。原因は使用機材の劣化現象に伴う堆積物や、油脂分の残存付着により起こるもので、放流時にボコボコと音が出たり、上の階で流す水音が大きく聞こえるなど、これらは流水の不調です。

また、近い将来、使用機材の老朽化からくる管の腐食や錆の浸食によって管機能の強度不足が進んできます。これによって管や継手の部分に、穴あきや欠損が発生し、配管設備全体が使用不可となる時期が来ることも予測されます。組合員の皆さんにはこの機会に、雑排水管設備の現状と将来の課題について、関心を深めていただくため、以下に案内させていただきます。



日常生活上、欠かせない設備として、水を飲む時は給水管、お湯を使うには給湯管、空気を流すための換気管などがありますが、中でも使用済みの生活污水を、衛生的に取り扱い、大掛かりな水の循環システムである公共下水道へとつなげるための配管として建築物内に設置されている設備が、雑排水管です。

雑排水管は、浴室、台所、洗面台、洗濯機置き場、トイレなどの各排水口より流し捨ての水を放流する管として設置されています。それは雑多な汚水を集め、1本にして流していく重要な生活衛生処置の配管です。この設備には色々な機材、機器が使用されて出来上がっています。

特に配管用の管とそれをつなぐ継手管が主な機材になっています。排水のシステムは何年でも使用できる設計になっているのですが、使用されている管や継手管は長期間の使用により、管素材の特性から起きる老朽化が進みます。そこで劣化の防止策として、ほぼ定期的に、洗浄清掃を実施して、管内の腐食や錆の進捗を抑えながら、延命策を講じているのですが、それでも原管の肉薄や欠損等により、漏水事故が起こり、配管機材取り替えへの改修工事が必要となってきます。

★改修工事の対象と単位

雑排水管設備の配管は、棟内の縦管で各戸が連結されています。そのため縦系列下の全戸と各戸室内の横引管を含めた総配管の改修が対象となり、これが工事実施時の一単位となります。



★改修方法として

- ①既存の配管を取り除き、全く新しい配管材に取り替える「設備の更新工事」
- ②既存の配管で、補修可能な部分は局部を補強し、対応できない部分は新配管材に取り替える「設備の更生工事」等があります。

★改修工法について

新しい施工技術が開発されてきていますが、どの工法を採用するか見定めるためにはまず、既存配管の全体調査を実施することから始まります。その結果、劣化の状況に合わせた改修方法案を作り、総合的に検討していくことになります。

★工事費用について

どの施工方法を採用しても、1戸当たり工事日数が4～5日かかります。壁・床の壊しと修復等を入れると、1戸当たりの支出が100万円近くになると見込まれ、全体的には多額の予算が必要となります。大規模修繕並みの経費支出が想定されることから、理事会としてはまず専門委員会を立ち上げ十分な準備と予算措置を考慮して取り組まねばなりません。

組合の中には、この方面の経験を積んだ方もおられると推察いたしますが、出来れば組合主導で、最大限に経費を節減しつつ最良の効果を生むため、どうか多くの方のご協力をお願い申し上げます。

3) 雑配水管に関する豆知識

1) 水の循環システム

各戸の浴室、台所、洗面台、洗濯機から排水された放流水は、1本の縦管にまとまって、棟の最下層にある排水枡まで流れていきます。トイレからの汚水は、汚水管として別建てになっています。敷地内に敷設されているこれら2本の共用排水管から流れてくる水は、道路の下に埋設されている志木市管理の下水本管へ流れ込んでいます。

この下水道は、1981年4月に使用開始されたもので、荒川右岸一帯に広がる流域の13の市町で運営される公共下水道ネットワークです。各市町から流れ出た汚水は、和光市の下新倉にある終末処理場へ向かいます。

終末処理場では、汚水を浄化する方法として、自然界の微生物の作用を活用し、併せて技術的高度処理施設を通しながら半日かけて浄化していきます。

こうして魚が住めるほど、きれいな水質基準をクリアーした水が、近くの新河岸川へ放流され、荒川へとつながり、東京湾の赤潮や青潮発生への影響も配慮しながら、海へ流れ込んでいるのです。

志木市の下水道普及率は98・2%と県下ではトップクラス。このシステムの維持管理費用は、皆さんが2カ月に一度、水道料金と一緒に支払っている下水道使用料で賄われています。

2) 使用されている配管機材

管の歴史は古く、多種多様な素材が使われてきました。しかし今は、铸铁管に代表される金属管、大量の放流水用に使われる窯業系の管、そして主力の化学合成樹脂で作られた硬質塩化ビニール管など。将来の方向性としては、各管種の欠点をカバーするため開発された複合管があります。

ニュータウンの雑排水管設備に使用されている配管機材は、

- ①実績と安定度の高い排水用铸铁管（CIP）
- ②在来管の欠点をカバーしたコーティング鋼管（CTP）
- ③腐食しない硬質塩化ビニール管（VP）。

これらの3管種が、それぞれの使用条件、機能に照らして選択され、適材適所に使われています。

3) 管、継手管の機能障害と寿命

自然現象の衝撃による破損や、管内洗浄時にステンレス製ノズルなどの器具

による洗浄痕で、継手の曲がり部に穴あきを発生させるのが、「機械的障害」です。一方、長期間の使用のうちに、管の素材から出るマイナス要因が表面化して、管の耐応力低下で本来の機能維持が出来なくなる「機材の老朽化障害」もあります。コーティング鋼管のコーティング部が剥離し、そこに錆が発生するケース。また端管部や継手ネジ部の一次防錆の塗膜部から錆が発生し、強度不足や局部の欠損をきたすなどの機能障害がみられます。

排水管の主要部分に使われている鋳鉄管の劣化も起こります。管壁内の堆積物や油脂分が付着することによって管内環境が悪化し、低PH、還元菌の発生等と相まって、管素材の鉄分が溶け出す現象（黒鉛化腐食）を起こし、溶けた分だけ原管の肉厚が全体的に薄くなっていきます。

また、局部に腐食が起これば侵食速度が早いので、ピンホールが発生します。これが進捗によっては、穴あき状態へ移行していきます。こうした経緯で、肉薄による耐応力不足から欠損が生じ、漏水が起こってくる時が、管の寿命ということになるわけです。

4) 配管材の調査データ

中央の森式番街の排水管は、築28年にしてどれくらいの劣化が進んでいるのか。あと何年くらい現状を維持できるのか。大変気になるところですが、実態は調査してみなければ分かりません。しかし最近、同じような築年数と建物配置のお隣り、中央の森参番街で実地調査した結果のデータを拝借することが出来ましたので、紹介したいと思います。



テストピースとして抜管されたデータですが、排水用鋳鉄管100Aで、新築時の原管の肉厚が平均4.5ミリだったものが、現在、2.123ミリと測定されています。28年間で2.377ミリ薄くなったわけです。

このスピードで進みますと、計算上は、14・3年後には0ミリとなってしまいます。実際には、この途中で漏水その他、さまざまな事故が起きてくるので、0ミリはあり得ないわけですが・・・。

一方、局部においては既にピンホール（皿状孔食）が発生しており、推定残存寿命が7・3年にカウントされている部分もあります。

コーティング鋼管50Aについては、コーティング層の膨れと剥離があり、剥離の下には錆の発生も確認されました。また、継手のネジ、端管部にも錆の発生（一次予防錆塗膜薄による）を確認。浸食度合いは管・継手の強度低下を示しており、漏水発生の可能性が高い状態であると判断されています。

4) 雑排水管との正しい付き合い方

★台所の排水口

- ▼個人で出来る日ごろの手入れ＝排水口の器具（目皿、受け網、ワントラップ）が所定の位置に収まっているかどうか確認します。料理終了後、目詰まりやぬめりを除去する清掃をすること。
- ▼油の捨て方にも要注意＝天ぷら油を直接、高温のまま流したりすると、配管器具・機材が変形を起こします。また、管壁に付着し水の流れの障害となりますので、油の流し捨ては厳禁です。使用済みの油は新聞紙に浸みこませるか、固形状にして可燃ゴミにすること。
- ▼高温のゆがき湯も捨て方に注意＝野菜、ソバ、スパゲッティなどのゆがき湯を、高温のまま排水口に流すと、器具の変形を起こすことがあります。ゆがき湯は、水を追加するなど、いったん温度を下げてから流すこと。
- ▼異物の流し捨ても禁止です＝野菜や果物の不使用部分をミジンに切って、流しに捨てる方がいますが、これも排水管の詰まりの原因になります。
- ▼台所でやってはいけない3つの約束＝①高温の流動物、油類、②異物③薬物の流し込みは決してしないこと。

★洗面台の排水口

- ▼髪の毛や化粧品溶液などの流し込みは、
ついうっかりしがちな間違いです。



★浴室、洗い場の排水口

- ▼個人で出来る日ごろの手入れ＝排水口の器具（ふた、目皿、トラップ）が所定の位置に収まっているかどうか確認します。
- ▼常に異物を除去する習慣を＝溜まった髪の毛やゴミなどの異物、トラップに付着したぬめりや汚れを、常に除去してなくすことが大切。
- ▼浴室内で小物を手洗いする時に起きること＝水の流れを速めようとふたや目皿を外して流し込む人がいますが、これは間違いのもと。布切れのほつれ、タグの外れ、ボタンやゴム紐などが流れ込んで、詰まりの原因となります。
- ▼浴室の清掃時に起きること＝新聞紙等紙類の塊、固形石鹸や割り箸が詰まっていたりします。
- ▼薬剤を浴室などの排水口に流すことは特に要注意です。
 - 放流禁止の薬剤＝溶剤、メッキ材
 - 水で希釈してから流せるもの＝洗淨剤、漂白剤、消毒剤、殺虫剤、防カビ剤、研磨剤

新年明けましておめでとうございます

環境整備・ゴミ問題担当理事／横山 久、鈴木 澄子、同専門委員／永野 つね

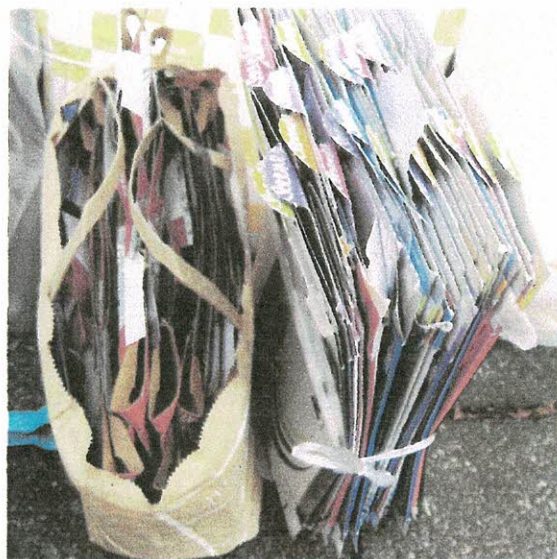
昨年中は、少ないごみ出し、美しいごみ出しにご協力頂きありがとうございました。

新年は満載のお祝いから始まりました。カラスのおせちにならないように踏み固めました。



1.45 MB

皆様には、美しいごみ出しで、以下の様にご協力いただいています。



233 KB

本年もよろしくご協力くださいますようお願いいたします。

6) 万一に備えて防災訓練実施へ

防災防犯担当理事 田島 伸一郎

2011年1月を迎え、1995年1月に起きた神戸の大震災から早18年が経過しました。

当時、自らこの震災に遭われた方、ボランティア活動に参加された方、連日の震災報道をご覧になられた方など、震災の脅威の感じ方や関わり方は、人それぞれかと思いますが、その後も新潟県中越大地震やチリ大地震の被害の甚大さを見るにつけ、それらはいづれ発生しても決して変わることはない恐ろしい災害ではないでしょうか。

中央の森式番街の「自主防災会」は、3月6日（日）午前10時から、消防当局にも協力を仰いで、防災訓練の実施を予定しています。「自主防災会」は、町内会、管理組合が一体となって、組合員・非組合員（賃貸入居の方）の別なく協力し合って、万一の災害に備えるための組織です。

災害が起きた際には、外からもさまざまな支援活動が予想されますが、特に大きなウェイトを占めるのが、地域の防災ボランティアの存在です。中央の森式番街では、無理のない範囲で、より困った方の助けにご協力いただける「災害ボランティア」を募集したところ、昨年12月20日までに76名という数多くの方に登録していただきました。

また、災害時、緊急に避難する際に、何らかの手助けを希望される方の「ひと声かけて」登録も約90名に達しました。今度の防災訓練では、災害ボランティアと、「ひと声かけて」の登録をされた方が、初めてお互いに安否確認や避難行動へ、呼吸を合わせる良い機会になると考えています。

ニュータウンのマンションでは、1戸建てとは異なり、建物全壊より家屋内の家具倒壊による脱出困難や、高層階から降りるエレベーターが利用できず、階段しか使えない事態が起きると予想されます。

したがって、私たちの防災訓練でも、まず安否確認、次いで家具倒壊時の救出方法から応急手当、高層階の階段から1人の力でも、1人の人を降ろすことが可能な器具（イーバックチェア）の使い方など、万一の場合の具体的な動き方についての訓練を試みたいと思っております。

中央の森式番街にお住まいの皆さま、お時間の許す限りぜひとも3月6日（日）予定の防災訓練に、多数ご参加を！

7) 中央の森式番街のサークル活動を紹介

★体操サロン「とちの樹会」

高齢者が椅子に座ったままできる簡単な体操のグループ。平成18年11月に発足してから4年間、集会所の洋間で活動を続けてきました。遠くまで歩くのはつらい、でも、いつまでも元気な体でいるために、また、ふとしたはずみで転倒したりしないように手足を動かしていきたい。そういう方々が10数人、毎月第2、第4金曜日の午前10時から正午まで、集まってゆっくりストレッチ体操をしています。

そして体操の後は、お茶と少しのおやつで、おしゃべりの時間を皆で楽しんでいきます。こころと体がリラックスする時間です。できるだけ多くの方々と顔見知りになり、友達になれるように、ぜひ気軽にお立ち寄り下さい。参加費は1回50円。ボランティア・グループの地域福祉コーディネーターが会の中心となり、また志木市地域包括支援センター柏の杜の協力も得ています。参加を希望する方は、世話役の遠藤きょうこ(048-487-5918)、伊藤京子(048-475-6608)までお電話を。

★モダンダンスの会「ハルモニア」

幼児から小学生を中心としたモダンバレエ教室「ダンスハルモニア」は毎週土曜日の午前、集会所の洋間で活動しています。大人の方のレッスンは隔週です。クラシックバレエの基礎を学び、健康で力強く美しい身体をつくること。モダンダンスの瑞々しく豊かな動きに挑戦し、イメージ



する力を養うこと。自分の心と体を見つめる時間を持つこと。これら三つのことを目指して、創作作品を踊ることを中心に据え、賑やかに活動しています。毎年11月には志木市民文化祭に参加し、12月には集会所でクリスマス発表会を催していますので、どうぞお気軽にのぞきにいらしてください。指導：平田(大石)友子/モダンダンサー、現代舞踊協会会員。立教大、聖徳大、尚美学園大などの講師(身体表現・ボディワーク)。入会金なし。会費は月額4,000円。入会希望の連絡先は電話048-486-5092。

★「フィットネスの会」(スマイルフィットネス)



心と身体のリフレッシュのため毎週火曜日午前、集会所の洋間でエアロビクス(10:00～10:45)、ヨガ(10:55～11:40)、ピラティス(11:50～12:35)を続けています。エアロビクスは、脂肪燃焼を目的に、腰や膝に負担をかけず、音楽に合わせ汗を流し、心肺機能・体力や筋力のアップを期待できます。ヨガは自立神経・内分泌の働きを整え、身体の引き締め効

果と心身のリラックスを期待できます。ピラティスは腹横筋を鍛えることで、より柔軟で均整の取れたボディをつくります。集中コントロールしながら、量より質のエクササイズです。

指導:清野明子。会の代表は小山恵美。会費は月額2,200円(月4回の場合)。1回参加は800円。入会希望者は携帯080-1096-6093へご連絡を。

★健康体操(自彊術=じきょうじゅつ)の会

こんにちは、20数年前に中央の森式番街で始まった健康体操の会です。毎週木曜日午前10時から昼まで集会所の洋間で、主に自彊術と軽いストレッチをやっています。31の動作を呼吸法(号令)とともにやり、手足や背骨など全身の関節をバランスよく動かしています。その動作により、筋肉のコリがほぐれて柔軟になり、全身の血管を拡張し血流が増し、同時に自立神経の失調や骨格(骨盤)を調整、筋力をアップさせ腰痛の予防改善へつなげます。硬くなった身体・運動不足を解消しませんか。

入会金は1,000円、会費は3カ月で7,500円。講師:神田君枝。入会希望の連絡は代表の井上直子まで。電話048-474-2686。

★調整体操の会 (フィジカルトレーニング)

健康維持のための「全身調整体操の会」も20年以上の歴史を持っています。毎週木曜日、午後2時から3時半、集会所の洋間で楽しく身体を動かしています。身体の歪みから来る体調不良を、タオル体操や、自分でマッサージするように動く自力整体、骨盤調整などで改善していきます。筋肉を育て姿勢を整えて、血液やリンパ液の流れもよくなるよう一緒に動いてみませんか。見学や体験入会も大歓迎です。

会費は月額2,700円。講師:金野雅江。入会希望の連絡は代表の羽生年子まで。電話048-471-5857。

★仲間で楽しむ 3B体操サークル

毎週水曜日、午前午前10時から11時半まで、集会所洋間で3B体操の会を開いています。3B体操はボール、ベル、ベルターという3つの手具を使い、音楽に合わせて身体を動かしたり、ダンスをしたり。遊び感覚でさまざまな運動が楽しめます。ストレッチや有酸素運動は、仲間同士で楽しみながら心身をリフレッシュできる健康体操です。親子での参加も歓迎。

入会金は1,000円。会費は月額3,000円。毎月第4水曜日は会費なしで体験入会ができる日となっています。会の代表は対馬春枝。指導:岩下真利子。入会希望の連絡は電話048-472-0409まで。

★絵画教室「パレットの会」

毎月第3金曜日午前10時から午後3時まで、集会所で絵画教室を開いています。水彩画、油絵、鉛筆など、何を使っても良いという会で、季節の花、生物、ときには人物もモデルの方に来てもらって、グループで描



いています。月1回でお弁当持参。午前から午後にかけて描き続け、バックも仕上がって自宅に飾れるような絵が出来上がります。2011年春の4月16日から22日、志木駅前のホットブ

ラザでグループ展を開く予定です。会費は月額2,000円。
入会希望者は会の代表・講師:石川澄子(社団法人東光会会員)
まで。電話048-474-0193。



★「謡曲の会」

平成11年から始めた「謡曲の会」は、今もほぼ月に2回、集会所和室で謡いのお稽古を続けています。数人のグループで、新座市に在住する観世流梅若派の能楽師について毎月2回、謡曲を習っているのですが、そのための予習復習を兼ねて、中央の森式番街でも集まりを持っているのです。

能楽師について教わるのは月謝が3,000円ですが、集会所でのお稽古は僅かな会場費を皆で分担しているだけです。

謡曲は、源氏物語や平家物語などに多くの題材をとり、語りと謡いで成り立っている古典芸能ですが、60歳、70歳を超えた初心者でも、「鶴亀」や「高砂」など、聞き慣れたやさしい曲から入門することが可能です。能楽師から丁寧な指導を受ければ、立派に謡えるようになります。そして、おなかの底から大きな声を出すことで、年齢性別を問わず、間違いなく健康維持にもつながります。ぜひ一度、集会所和室のお稽古をのぞいてみて下さい。

お稽古の日取りは、集会所玄関のホワイトボード予定表に書き込まれています。詳しいことは、代表の西水俊江までお問い合わせください。電話048-474-1783。

★囲碁の会「志木ニュータウン棋友会」

棋友会は、志木ニュータウンを中心に在住する囲碁愛好家が、囲碁を通じて相互の親和を図るとともに、棋力の向上に努めることを目的として設立されました。

会員各自はボランティア精神で相互親睦、連絡・通知、会場の準備など運営に携わっています。活動は1月から12月まで1年を通して続いており、ほぼ3カ月ごとのリーグ戦、定期大会、温泉大会のほか、志木市合同大会への参加など他のクラブとの交流も行なっています。



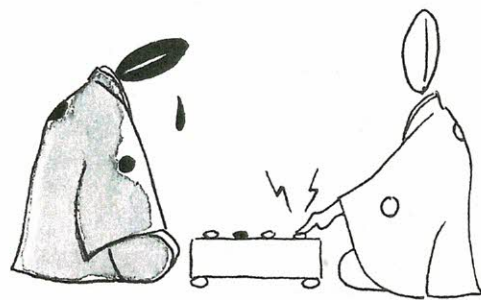
▼ 月例会と時間

- ① 毎週土曜日と日曜日は、中央式番街、同三番街、南式番街のいずれかの集会所が会場、
- ② 毎週水曜日は中央式番街、木曜日は同三番街の集会所が会場、
- ③ 会の時間は午後1時から5時までとなっています。

▼ 会費は年間6,000円。途中入会者は、加入月から12月までの残月数を、月額(500円)に乗じた額を会費としています。

▼ リーグ戦については、期間をほぼ3カ月とし、あらかじめ定められた持ち点を基準にしたハンディ対局になります。各人の持ち点はリーグ対局結果によって増減し、ハンディ調整が自動的に行なわれます。リーグ戦の会費は年会費とは別に各期間、参加費500円です。

囲碁を愛好し、仲間と一緒に碁盤を囲んで楽しみたい方は、どなたでも入会歓迎、お待ちしております。
中央式番街の会の幹事は中川和也。
電話048-473-6109.



★書道教室「千秋会」

毎月第1、第3木曜日の午前10時から正午まで、
集会所の和室で毛筆による漢字、仮名の書き方、写経を習っています。年齢、性別を問わず、
初心者の方の入会も歓迎。それぞれのペースで楽しみながら、充実したひとときを過ごしています
ので、ぜひのぞいてみてください。段、級の認定もあります。

会費は月額3,000円。講師:山崎悦子、会の代表は村川昌代。入会の問い合わせなど、
連絡先の電話は048-471-5830.

☆ 中 央 式 番 街 の 秋 と 冬 ☆



2010. 11. 15

2.76 MB



2011. 1. 11

2.74 MB



2011. 1. 11

2.75 MB



2011. 1. 11

8) 理事会からのお知らせとお願い

- ★デジタル衛星放送（BS／CS110°）の共聴アンテナ設置について＝八木アンテナ株式会社が4月から工事を開始し、同月中に完工の見込みです。視聴は5月から可能になりますが、テレビの接続などについては改めて組合員説明会を開きます。
- ★駐車場5台分の増設について＝5号棟横プレイロット跡地の2台分については、2月上旬に工事予定。2号棟前の3台分については、本格工事を行わない仮置き方式で、既に一部利用を初めています。進入禁止標識は取り除きました。南側半分は緊急車両用に空けてあります。
- ★年に1度の「雑排水管の清掃洗浄」について＝従来からの業者を変更し、新しく、組合自主発注の業者「大進総業株式会社」（新座市）が2月14日から作業を始めます。各棟各室の清掃予定日、時間などの案内は、近く全戸配布いたします。
- ★大規模修繕の一部再工事について＝前期の大規模修繕委員会から引き継いだ案件として、4号棟802号室の外側壁／共用部分の塗装の不具合があったのですが、㈱東急コミュニティー・リニューアル部の再工事にまでもや問題があり、2度目のやり直し工事を1月15日までにやっと終わりました。
- ★6, 7号棟のエレベーター非停止階・階段室への雨水浸水について＝普段は閉鎖されている扉の外側からの吹き込み雨水が、階段室へ大量に流れ込むことがあるので大規模修繕工事で対処しましたが、その効果はほとんどありませんでした。理事会は、前項と同じ㈱東急コミュニティー・リニューアル部に対して工事の欠陥を指摘しましたが、まだ明確な対処法が示されていません。引き続き強く再工事を求めています。
- ★来客用駐車ステッカーの乱用について＝同ステッカーを規定通り使用日時や連絡先を書き込まないまま、昼夜を問わず長時間、ときには何日間も車内に置きっぱなしで、迷惑駐車もし放題というケースが、相当数見つかりました。そのため、親戚、友人の来訪、配達業者などのために使用できるはずの人が、使用できなくなる場合が多々あります。同ステッカーの節度ある使い方を切にお願いいたします。
- ★集会所の利用予定表について＝玄関内の向かって右側に洋間・和室の利用予定ホワイトボードを設置しました。利用希望者は必ず、管理人室に使用日、時間、会合の内容と代表者名をお届け下さい。

9) 第29期管理組合理事会役員一覧

理事長	佐々木 坦 (2-303)	: 総括、渉外、契約・規約
副理事長	棚木 義彦 (7-307)	: 長期修繕計画委員長
副理事長	斎藤 勝之 (1-204)	: 予算、経理
理事	久保 宗平 (5-501)	: 予算、経理、会計
理事	中川 和也 (6-908)	: 渉外、駐車駐輪、防災防犯
理事	宇都宮 力 (3-401)	: 建築設備、長期修繕計画
理事	石橋 登 (4-710)	: 建築設備、長期修繕計画
理事	横山 久 (4-801)	: 環境整備・ゴミ問題
理事	岩田 静明 (6-609)	: 駐車駐輪、環境整備・植栽
理事	鈴木 澄子 (7-710)	: 環境整備・ゴミ問題
理事	山中 柚美 (6-501)	: 環境整備・植栽
理事	田島伸一郎 (5-206)	: 防火責任者、防災防犯、共聴アンテナ、書記
理事	山岸 典子 (7-705)	: 書記、挿し絵・カット
監事	細見 紀幸 (6-105)	:
監事	難波 孝子 (7-1306)	:

長期修繕計画専門委員会: 委員長・棚木 義彦、委員・伊澤 和平 (1-203)、
石橋 登、宇都宮 力、田村 慶則 (7-502)、
中島 康彦 (4-702)、松本 公治 (4-804)、
三宅 健司 (3-104)

防災防犯専門委員会: 委員長・安本 進 (5-105)、委員・伊藤 京子
(7-405)、今村 卓 (7-706)、遠藤 きょうこ
(7-803)、田島 伸一郎、中川 和也、中島 康彦、
乃木 正 (6-806)、橋本 善夫 (6-406)、
福井 崇道 (7-609)、八尾 恵司 (7-407)

環境整備・ゴミ問題専門委員: 永野 つね (4-410)

共聴アンテナ問題専門委員: 源田 享二 (3-302)、中嶋 昭彦 (4-106)

編集後記

今期のファミリータイムズ第2号には、中央の森式番街のサークル活動を紹介しました。集会所でさまざまな集まりがあっても、住民同士でさえ名前も顔も知らないことが多い。趣味であれ、健康維持のためであれ、ボランティア活動であれ、これらを通じてご町内の皆さんが、お互いもう少し知り合う機会があってもよいのではないかと思います。集会所玄関には、催しや各サークル活動の日程表ボードも掲げましたので、ぜひ参考にして下さい。(S)